

鳥取県告示第374号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成22年7月8日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知がされた建築物について適用する。

平成22年6月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 中間検査を行う区域
鳥取県全域（法第4条第2項の規定により建築主事を置く市の区域を除く。）
- 2 中間検査を行う期間
平成22年7月8日から平成25年6月19日まで
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
法別表第1（い）欄（一）項から（四）項までに掲げる用途に供する特殊建築物で、その構造及び規模が次のいずれかに該当するもの
 - （1）当該建築物の同表（ろ）欄に掲げる階を当該用途に供するもの
 - （2）当該用途に供する部分（同表（い）欄（一）項の場合にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が同表（は）欄各項に掲げる面積に該当するもの
 - （3）当該用途に供する部分（同表（い）欄（二）項及び（四）項の場合にあっては2階の部分に限り、かつ、同表（い）欄（二）項に掲げる用途のうち病院及び診療所については当該2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。）の床面積の合計が同表（に）欄各項に掲げる面積に該当するもの
- 4 指定する特定工程
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）第11条に規定する工程
- 5 指定する特定工程後の工程
政令第12条に規定する工程
- 6 適用除外の建築物
 - （1）法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物
 - （2）法第85条の規定の適用を受ける建築物